

事 務 連 絡  
令和 5 年 5 月 29 日

公益社団法人  
日本歯科医師会 御中

厚生労働省医政局総務課  
医療国際展開推進室

都道府県の外国人用相談窓口に係るサイトの URL 変更  
について（周知・協力依頼）

医療行政の推進については、平素より御高配を賜り厚く御礼申し上げます。  
各都道府県における訪日外国人患者受入体制の整備・運用に関して、別添のとおり、厚生労働省及び観光庁より各都道府県あて周知いたしましたので、貴会会員等へ周知のほど、よろしく願い申し上げます。

〈問合せ先〉

厚生労働省 医政局総務課 医療国際展開推進室  
〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2  
TEL 03- 3595-2317

事 務 連 絡  
令和 5 年 5 月 29 日各都道府県衛生主管部(局) 御中  
各都道府県観光主管部(局) 御中厚生労働省医政局総務課医療国際展開推進室  
厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部  
観光庁参事官(外客受入担当)

## 都道府県の外国人用相談窓口に係るサイトの URL 変更について

平素から厚生労働行政及び観光行政の推進に御支援、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

先般、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更を踏まえた外国人患者受入れに関する体制の整備について」(令和 5 年 4 月 28 日付け事務連絡※)を発出し、各都道府県において改めて適切な訪日外国人患者受入体制を整備・運用していただくようお願いしたところです。 ※厚生労働省ホームページ (<https://www.mhlw.go.jp/content/001093363.pdf>)

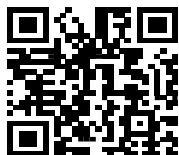
当該事務連絡の中で、都道府県の外国人用相談窓口に係るサイトについては、令和 5 年 5 月末までと御案内しましたが、同年 6 月以降については、以下の URL において同様の情報を掲載する(当該ページの公開は 6 月 1 日からとなり、レイアウト等が変更となります。) こととしましたので、御連絡いたします。

## 【医療関係等相談窓口】

## 都道府県の外国人用相談窓口

以下のサイトに都道府県の外国人用の相談窓口の連絡先・開設時間・対応言語について掲載しています。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_33166.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_33166.html)



なお、各都道府県におかれましては、当該サイトの各都道府県の情報に関して更新等が必要になった場合、以下の連絡先まで御連絡をお願いします。

## 〈連絡先〉

厚生労働省 医政局総務課 医療国際展開推進室

TEL 03-3595-2317

Mail [kokusai-tenkai@mhlw.go.jp](mailto:kokusai-tenkai@mhlw.go.jp)